

令和7年度地域応援促進事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、愛媛F C（以下「球団」という。）の選手に着目した地域ぐるみでの応援機運醸成につながる各市町（以下「事業実施者」）の取組みに対し、地域応援促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、各市町の活発な活動を促すとともに、地域住民と選手が結びつきを深め、応援機運醸成を図ることを目的とする。

（助成金の交付対象事業及び交付対象者等）

第2条 助成金の交付対象事業は、選手に着目した取組みであり、当該取組みの実施により球団及び当該選手に対する地域ぐるみでの応援機運醸成につながると見込まれるものを幅広く対象とする。

2 助成金の交付対象事業、交付対象者、対象経費及び交付上限額は、別表に掲げるとおりとし、1市町につき、別表「交付対象事業」欄に掲げる事業に対し、各1件（会長が適当と認める場合は各2件）を上限として、予算の範囲内で交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、交付対象としない。

（1）取組みそのものが営利を目的としているもの

（2）その他球団及び選手の応援機運醸成を見込むことができないなど、愛媛県プロスポーツ地域振興協議会（以下「協議会」という。）が助成する必要性が乏しいもの。

（助成金の交付申請）

第3条 助成金の交付を受けようとする市町は、助成金交付申請書（様式第1号）を事業実施日の原則として7日前までに、協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

ただし、この要綱の施行前に行った助成対象事業等会長がやむを得ない事情と認める場合については、この限りでない。

（助成金の交付決定）

第4条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、事業実施者に通知するものとする。

（事業の変更又は中止）

第5条 イベント実施者は、やむを得ない事情によりイベントを中止し、又は変更するときは、速やかに変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業実施者は、事業が完了したときは、完了後 30 日以内に助成金実績報告書（様式第4号）及び助成金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第7条 会長は、前条の助成金実績報告書及び助成金請求書を審査のうえ適当と認めたときは、助成金請求書を受理した月の翌月末までに、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、事業実施者がこの要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

(助成の期間)

第9条 助成の期間は、令和7年4月1日から助成金の交付額が当該年度の予算額に達するまでの期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付対象事業	交付対象者	対象経費	交付上限額	備 考
選手の応援に関する事業	県内市町	市町が応援する球団選手を応援する際の、応援グッズ及び広報物等の製作費等	・対象経費の1/2以内 ・1万円を上限	・「市町」には、市町協議会も含む。 ・「地域密着型プロスポーツ応援イベント助成金」との併用は不可。 ・1市町につき、「交付対象事業」欄に掲げる事業に対し、各1件（会長が適当と認める場合は各2件）を上限とする。 ・左記「対象経費」のほか、地域ぐるみでの応援機運醸成につながると見込まれるものを幅広く対象とする